

北広島町立芸北中学校 生徒指導規程

第1章 総則

第1条 (目的)

- 1 この規程は、本校の教育目標を達成するために定めるものである。また、生徒一人ひとりが安全・安心で充実した学校生活を送るために、必要な事項を定めるものとする。
- 2 特別の事情が生じた場合など、特定の規程に沿うことができない場合には、生徒本人および保護者が申請し、校長が許可した場合にのみ、その生徒本人に対し規程を変更することができる。

補足

以下、本規程で表記される内容を次の通り定義する。

- ① 夏季：3月1日～9月末日
- ② 冬季：10月1日～2月末日
- ③ 登下校：自宅を出てから学校に到着するまでの間および学校を出てから自宅に到着するまでの間を指す。授業の有無にかかわらず、学校に来る場合のすべての場合を含む。
※ 学校の活動（部活動等）で自宅から学校以外の施設へ直行する場合は、自宅を出てから活動場所に到着するまでの間および活動場所を出てから自宅に到着するまでの間を指す。

第2章 学校生活に関すること

第2条 (出欠)

欠席・遅刻・早退・欠課・忌引等の場合は、保護者が8時15分までに連絡する。また、遅刻した場合は、職員室に登校を報告してから教室へ行く。

第3条 (登下校)

- 1 登下校の時刻を守る。なお、登下校の時刻は、原則次のとおりとする。
 - ・登校時間：7時45分～8時20分
 - ・下校時刻：夏季…17時35分
冬季…17時20分
毎週水曜日…15時00分
- 2 登下校は、学校に届け出た通学路を通る。
- 3 登下校の途中、商店で買い物、買い食い、立ち読み、寄り道等をしない。

4 登下校の方法別に、次のことを守る。

(1) 徒歩通学

- ・道路交通法を厳守し、安全に通行する。

(2) 自転車通学

- ・道路交通法を厳守するとともに、自転車運転のマナーを守り、安全に通行する。
- ・学校指定のヘルメットを着用する。
- ・安全点検を行い、故障している場合は速やかに修理を行う。

(ブレーキ、ライト、サドルの高さ、反射板、ベル、荷台、泥除け、タイヤの空気圧、鍵)

- ・道路積雪時や凍結時は、自転車を使用しない。
- ・八幡地域は洞門付近の通行が危険なため、自転車通学をしない。
- ・自転車通学に関するルールが守れない場合は、自転車通学を禁止することがある。

(3) バス通学

- ・定期券を持っている場合は、乗降時に運転手に見せる。
- ・冬季においてバスを待つ場合は、指定された教室で17時35分まで各自で静かに学習し、下校する。

(4) 自家用車送迎

- ・待機場所は玄関前のスペースとし、文化ホールの駐車場で乗降する。ただし、待ち時間がある場合は、先生の許可を得て、指定された教室で待つことができる。

5 熊などの獣類から身を守るため、登下校の際にはカバンに鈴をつける。また、懐中電灯や携帯型ラジオを使用することができる。ただし、携帯型ラジオは申請書を提出し、許可を得ること。

6 冬季の登下校は、事故防止のために安全たすきを着用する。夏季においても、安全上必要と判断した場合は、安全たすきを着用する。

第4条 (服装、身だしなみ、所持品等)

1 制服は、次のとおりとし、AタイプまたはBタイプを選択することができる。

【新制服】

(1) 冬服

- ・上服 学校指定の上衣
白のポロシャツ
- ・下服 【Aタイプ】学校指定のスラックス
【Bタイプ】学校指定のスカート

(2) 夏服

- ・上服 白のポロシャツ(半袖または長袖)
- ・下服 【Aタイプ】学校指定のスラックス
【Bタイプ】学校指定のスカート

(3) ポロシャツの下に着るシャツは、白・ベージュ・灰色・黒・紺の単色かつ無地で、外から見えないものとする。

【旧制服】

(1) 冬服

- ・上服 【Aタイプ】 学校指定の標準型学生服（日被連のマークのついたもの）
白のカッターシャツ
- 【Bタイプ】 学校指定のブレザー
白のカッターシャツまたはブラウス
学校指定のネクタイ
- ・下服 【Aタイプ】 学校指定のスラックス
- 【Bタイプ】 学校指定のスカート

(2) 夏服

- ・上服 白のポロシャツ（半袖または長袖）
- ・下服 【Aタイプ】 学校指定のスラックス
- 【Bタイプ】 学校指定のスカート

- (3) カッターシャツ・ブラウス・ポロシャツの下に着るシャツは、白・ベージュ・灰色・黒・紺の単色かつ無地で、外から見えないものとする。

2 制服の移行期間については、次のとおりとする。

- (1) 6月1日と10月1日のそれぞれ前後2週間（計4週間）を移行期間とする。ただし、極端に気温が不安定な年は柔軟に移行期間を設ける。
- (2) 移行期間中の服装は、夏服または冬服のいずれの組み合わせでもよい。
- (3) 夏服期間においても、体調不良等で体温調節が必要な場合は、上衣を着用することができる。その場合は、登校後すみやかに担任の先生に申し出る。

3 制服は、次のことを守り、正しく着用する。

- (1) 【新制服】上衣、【旧制服】学生服・ブレザー
- ・変形、加工、着崩し等はしない。
 - ・左胸の見える位置に名札を付ける。
- (2) 【新制服】ポロシャツ、【旧制服】カッターシャツ・ブラウス・ポロシャツ
- ・裾は、スラックスまたはスカートの中へ入れる。
 - ・第1ボタンは、はずしてもよい。
- (3) ベルト
- ・黒または黒に近い色で、華美な飾りのないものを使用する。
- (4) スカート
- ・丈は、ひざ立ちをした時に裾が床につく長さを標準とする。
- (5) 靴下・タイツ等
- ・靴下は、白・黒・紺（ワンポイント、ワンライン可）で、くるぶしが完全に隠れる長さのものとする。
 - ・黒またはベージュのタイツやストッキングを履くことができる。

- 4 体操服は、学校指定の体操服とする。ただし、これまで指定を受けていた体操服は、引き続き着用することができる。芸北分校で指定を受けている、または、受けていた体操服も着用することができる。
- 5 授業は制服で受ける。ただし、体育の授業や校外学習、その他特別な場合においては、先生の指示に従う。
- 6 登下校は、制服を基本とする。ただし、部活動や校外学習等で先生から指示が出ている場合は除く。また、自転車通学者は、登下校において体操服を着用してもよい。
- 7 身だしなみについては、公的な場である学校生活を送るにあたって望ましいものであるかどうかを判断規準とし、次のことを守る。
 - (1) 頭髪・眉毛
 - ・頭髪は、入学試験や就職試験の面接に対応した髪型とする。
 - ・髪型の加工（パーマ、脱色や染色、特異な髪型等）および過度な眉毛の加工（細くそる、抜く等）をしない。
 - ・髪留めゴムやピンは、華美でないものを使用する。
 - (2) 装飾品等
 - ・ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット、ミサンガ等の装飾品は身につけない。
 - ・化粧やマニキュア等をしない。
- 8 防寒着および防寒具については、次のとおりとする。
 - (1) 上衣の下にセーターやベストを着用することができる。ただし、色は白・黒・紺・灰色で、華美なロゴ等が入っていないもの、袖や裾が学生服またはブレザーから極端に出ないものとする。
 - (2) 学校指定のウィンドブレーカーを校内で着用することができる。
 - (3) 登下校の際にウィンドブレーカーを着用しても寒い場合は、スキーウェア等の防寒着を着用することができる。ただし、クローゼットで着脱をし、校内では着用しない。
 - (4) 帽子、マフラー、ネックウォーマー、手袋等は玄関で着脱を行う。ただし、帰宅する場合に限り、教室内で着けることができる。
 - (5) カイロを持参してもよい。
- 9 登下校や屋外の活動では、熱中症予防のために帽子を被ることができる。帽子の色と形は指定しないが、体育の授業等、運動を伴う場合はキャップ型の運動に適したものにす。
- 10 履物については、次のとおりとする。
 - (1) 通学用の履物は、白色の運動ができる靴とする。
 - (2) 屋内用の履物は、学校指定の室内用シューズおよび体育館用シューズを使用する。
 - (3) 雨天時および積雪時の通学用の履物は、足が濡れることを防ぐものであれば、色と形を指定しない。

11 通学用カバンは、学校指定のカバンを使用する。ただし、体操服や部活動の道具を入れるサブバッグを使用してもよい。

12 不要物や貴重品の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 授業に必要でない物を校内に持ち込まない。不要物を持ってきた場合は、学校で預かり、保護者へ返却するものとする。

※不要物の例： ICT 機器（ゲーム機、許可されていない携帯電話やスマートフォン等）、漫画（図書館で借りた漫画は除く）、雑誌、お菓子、ジュース、装飾品、化粧品等

(2) 携帯電話およびスマートフォンの持ち込みは原則禁止とする。ただし、家庭の事情により持参しなければならない場合は、登校時に電源を切って先生に預け、下校時に受け取る。

(3) 集金等で持参する金銭は、登校の際に職員室に行き、先生に提出するか、預ける。

13 給食や調理実習以外での飲食はしない。ただし、持ってきたお茶や水は飲むことができる。

第5条 （校内生活）

1 安全・安心な学校生活を送るために、次のことを守る。

(1) 芸中三則および生徒会が掲げる各種目標を守る。

(2) 他者に迷惑をかけた、傷つけたりする行為をしない。

(3) 他学年の教室に入室しない。用事がある時は廊下で呼んで話をする。入室するときは、先生の許可を得る。

2 一人ひとりが規律を守り、集中して授業を受けるために、学校が定める「授業の受け方」を守る。

3 定期テスト（中間テスト、期末テスト、学年末テスト）は、学校が定める「テストの受け方」に従って受験する。その他のテストについては、先生の指示に従う。

4 給食当番は、手洗いの徹底、エプロン・マスクの着用等、衛生面に注意を払い配膳する。

5 部活動については、次のとおりとする。

(1) 心身の健全な成長や人間関係の構築、目標に向けて挑戦し、継続して努力する力を育成することを目的とし、次の部活動を置く。

第1部活動	第2部活動
野球部（男女）	拡大スキー部（男女）
陸上競技部（男女） ※中・長距離のみ	※アルペン、クロスカントリー
卓球部（男女）	
バレーボール部（女）	

(2) (1)の目的を達成するため、第1部活動のうち、いずれかに所属する。

(3) 第1部活動の活動に加え、(1)の目的をより高いレベルで達成するために、第2部活動に所属することができる。第2部活動の活動期間は、12月1日から公式大会終了までとする。ただし、国体に参加する場合は別途対応する。

- (4) 第2部活動活動期間中の土日は、第2部活動に影響を与えない範囲で、第1部活動の活動にも参加できる。ただし、双方の顧問に申し出なければならない。
 - (5) 活動日、活動時間および休養日等については、学校が定める「学校の運動部活動に係る活動方針」に沿う。
 - (6) 部活動の服装は、顧問の指示に従う。
- 6 学校施設は共有して利用する場であるため、利用ルールやマナーを守り、整理整頓を行うなど、次の人が気持ちよく使用できる状態にしておく。また各々に与えられた場所についても同様である。
- 7 授業や部活動等、学校での活動中は、先生の許可なく外出しない。

第3章 校外生活に関すること

第6条 （施設利用および禁止事項）

- 1 公共施設を利用する場合は、関係者の許可を得る。
- 2 保護者の認めない外泊はしない。
- 3 法律で禁止されている行為（飲酒、喫煙、自動車・バイクの運転、窃盗、万引き、刃物等の携帯等）や、他者に迷惑をかけたたり傷つけたりする行為をしない。

第7条 （家庭生活）

- 1 計画的に家庭学習に取り組む。
- 2 携帯電話およびスマートフォン、ゲーム機、パソコン等を使用する場合は、時間や家庭でのルールを決める。
- 3 外出する場合は、行先や帰宅時間を家族に伝えてから外出する。

第4章 特別な指導に関すること

第8条 （特別な指導）

- 1 特別な指導は、「社会で許されないことは学校でも許されない」との認識に基づき、生徒が校内および校外で問題を起こした場合、再発防止のために生徒が自分の行動を振り返り、よりよい学校生活を送るために行う。

- 2 特別な指導の目的は、次のとおりとする。
 - (1) 生徒の規範意識を育てる。
 - (2) 生徒一人ひとりの夢を実現させていくための確かな学力への基盤づくりをする。
 - (3) 誰もが安全かつ安心して過ごせる学校生活にしていく。

- 3 問題行動に対しては、一貫した粘り強い段階的指導を行い、生徒の自己の変容に取り組む。その際、指導に従わない生徒の行動（反発、聞こえないふり等の指導無視）は「学校内の最大の問題行動である」と考え、生徒指導部を中心に保護者の協力を得て、組織的に指導していく。また、程度や状況に応じて特別な指導を行い、生徒の内面的な変容を促す。

第5章 規程の改定に関すること

第9条 （改定）

- 1 この規程は、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえ、生徒の総意に基づき、必要に応じて改定する。

- 2 改定の際は、生徒会執行部の意見を踏まえ、生徒指導部が立案し、校長が決裁する。

附則

この規程は、令和6年1月9日より施行する。

令和6年4月 一部改訂

別表 段階的指導について（第8条関係）

	指導段階の説明	指導内容と方法	指導対象の事柄（例）
指導段階1	<p>【規程違反 A】</p> <ul style="list-style-type: none"> • すぐに直せる違反 <p>指導に従わない場合は指導段階2に移行する。</p>	<p>① 口頭注意を行う。 ↓（改善されない場合）</p> <p>② 個別指導を行う。 ↓（改善されない場合）</p> <p>③ 保護者と連携を図り、指導を行う。</p> <p>④ さらに改善が見られない場合については、最善策を検討した取組を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • シャツ出し • ノーヘルメット • スカート丈（折り曲げ） • 遅刻 • 授業妨害 • 不要物の所持 等 <p>※ 携帯電話については保護者の来校要請をする。</p>
指導段階2	<p>【規程違反 B】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 多少指導時間を要する違反 	<p>① 別室指導し、保護者との連携を密にした指導を行う。 ↓</p> <p>② 改善が見られない場合については、最善策を検討した取組を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 髪（脱色、染髪、剃り込み等 特異な髪型） • ピアス • その場で直せない制服変形 • 不正行為 等
指導段階3	<p>【犯罪】</p> <p>【法規法令違反】</p> <p>指導に従わない場合は指導段階4に移行する。</p>	<p>【犯 罪】</p> <p>○ 現場注意1回目</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保護者来校要請 • 警察と連携 <p>【法規法令違反】</p> <p>① 現場注意1回</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保護者来校要請 <p>↓</p> <p>② 現場注意2回目</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保護者来校要請 • 警察と連携 	<ul style="list-style-type: none"> • 万引き • 金品強要 • 暴力行為 • 故意の器物破損 • 喫煙 • 飲酒 • 夜間徘徊 等
指導段階4	<p>【緊急対応】</p>	<p>○ 警察通報、関係機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 危険物所持（ナイフ類） 等

ここに示していない問題行動に対しても、課題があると思われる内容については、職員で協議し、この4段階の指導体制に照らし合わせて指導する。指導段階2以上は、生徒の状況に応じて特別な指導の実施をする。また、学校の物品を破損した場合、修繕等の費用は原則保護者負担とする。